

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	政策財政課
許 認 可 等 の 種 類	鳩山町駐車場使用の許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳩山町駐車場条例 (平成19年条例第20号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 駐車場を使用しようとする者 (以下「使用者」という。)は、規則で定める町営駐車場使用許可申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p> <p>(駐車できる自動車の範囲)</p> <p>第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 長さ 5メートル以内</p> <p>(2) 幅 2メートル以内</p> <p>(3) 高さ 2.5メートル以内</p> <p>(4) 総重量 2.5トン以内</p> <p>略</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 町長は、駐車場の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 駐車場の構造上又は管理上駐車させることが不相当と認める場合</p> <p>(2) 発火性、引火性又は爆発性のある危険物を積載するおそれがあると認める場合</p> <p>(3) その他駐車場の管理上支障があると認める場合</p> <p>※申請書及び使用の期間等については、鳩山町駐車場条例施行規則 (平成19年規則第30号) 第3条及び第4条による。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第3条 条例第4条第1項に規定する使用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、町営駐車場使用 (変更) 許可申請書 (様式第2号) を町長に提</p>		

出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 略

- 2 使用の許可の期間は、条例第2条の規定により6か月単位とし、6か月の延長及びさらに6か月の再延長まで変更することができるものとする。
- 3 前条第1項の規定による使用の申請において、希望する駐車区画番号が重複するなどの場合には、抽選により許可する者を決定するものとする。

標準処理期間	申請書の提出から1月
関係法令等	鳩山町駐車場条例施行規則（平成19年規則第30号）第3条及び第4条
関係文書等	
審査基準設定年月日	
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	政策財政課
許 認 可 等 の 種 類	鳩山町多世代活動交流センター使用の承認		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳩山町多世代活動交流センター条例 (平成20年条例第3号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の承認等)</p> <p>第9条 前条に定める承認施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、町内に住居を有する子育て親子が、前条第1号に規定するつどいの広場を使用しようとする場合は、別に定める登録をもって承認に代えることができる。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p> <p>(施設を使用することができる者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる施設 (以下「承認施設」という。) を使用できる者は、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) つどいの広場 乳幼児とその保護者及びその子ども (以下「子育て親子」という。) 並びに子育て支援関係者</p> <p>(2) 集会室 町内に在住又は在勤する者及びそれらで構成される団体、町と連携する町内及び近隣の大学、公共的な機関及び町内の事業所</p> <p>(使用の承認等)</p> <p>第9条 前条に定める承認施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、町内に住居を有する子育て親子が、前条第1号に規定するつどいの広場を使用しようとする場合は、別に定める登録をもって承認に代えることができる。</p> <p>2 町長は、前項の承認 (以下「使用承認」という。) を与える場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。</p> <p>(特別設備の設置等の承認)</p> <p>第12条 使用者は、承認施設の使用に当って特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第9条第2項の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>(使用等の不承認)</p>		

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認又は前条第1項の承認（以下「使用承認等」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動と認める場合
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動と認める場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認める場合
- (6) その他施設の管理運営上支障があると認める場合

・承認申請書等については鳩山町多世代活動交流センター条例施行規則（平成20年規則第13号）第3条による。

（使用承認の手続）

第3条 条例第9条第1項の規定により、条例第8条に規定する施設（以下「承認施設」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、次の表に掲げる申請書を町長に提出しなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

施設名		申請書
つどいの広場	町内に住居を有する子育て親子及び子育て支援関係者	鳩山町つどいの広場使用(変更)登録申請書(様式第1号)
	町外に住居を有する子育て親子	鳩山町つどいの広場使用(変更)承認申請書(様式第2号)
多目的集会室		多目的集会室使用(変更)承認申請書(様式第3号)

2 多目的集会室の使用（変更）承認申請書は、使用を開始しようとする日（以下「使用開始日」という。）の属する月の2月前の15日から使用開始日の3日前までの期間（当該期間において、申請しようとする日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前の直近の日とする。）に提出しなければならない。ただし、その使用目的に特別の理由があると町長が認めたものについては、この限りでない。

3 条例第12条の規定により使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、第1項に規定する申請書に必要な事項を記入しなければならない

い。	
標準処理期間	即日（休日は、含まない。）
関係法令等	・鳩山町多世代活動交流センター条例施行規則（平成20年規則第13号）第3条
関係文書等	
審査基準設定年月日	
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	政策財政課
許 認 可 等 の 種 類	鳩山町コミュニティ・マルシェの使用許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳩山町コミュニティ・マルシェ設置条例 (平成29年条例第2号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 第4条に規定する生涯活躍促進施設(まちおこしカフェを除く。)を使用する者は、あらかじめ町長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 第4条に規定する生涯活躍促進施設(まちおこしカフェを除く。)を使用する者は、あらかじめ町長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に条件を付することができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他コミュニティ・マルシェの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(販売の委託)</p> <p>第13条 第4条に規定するまちおこしカフェにおいて、物品等の販売を委託しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p>		

- ・申請書及び申請期間については鳩山町コミュニティ・マルシェ設置条例施行規則（平成29年規則第12号）第3条による。

（使用の許可申請等）

第3条 条例第7条第1項の規定により、条例第4条に規定する施設（以下「許可施設」という。）の使用の許可又は許可に係る事項の変更等の許可を受けようとする者は、鳩山町コミュニティ・マルシェ使用（変更・取消）許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、許可施設の使用を開始しようとする日（以下「使用開始日」という。）の属する月の2月前の月の15日から使用開始日の3日前までの期間（当該期間において、申請しようとする日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前の直近の日とする。）に提出しなければならない。ただし、3日前を過ぎても許可施設が空いている場合及びその使用目的に特別の事由があると町長が認めたものについては、この限りでない。

3 条例第15条の規定により施設等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、第1項に規定する申請書に必要な事項を記入しなければならない。

標準処理期間	即日（休日は、含まない。）
関係法令等	・鳩山町コミュニティ・マルシェ設置条例施行規則第3条
関係文書等	
審査基準設定年月日	
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	政策財政課
許 認 可 等 の 種 類	庁舎等における行為の許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳩山町庁舎等管理規則 (昭和60年規則第7号)		
根 拠 条 項	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第5条 庁舎等において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 多数集合して庁舎等に入ること。</p> <p>(2) 公務以外の目的をもって、室その他設備を使用すること。</p> <p>(3) 物品を販売し、寄附金を募集し、署名を収集し、又はこれらに類する行為をすること。</p> <p>(4) ビラ、ポスターその他の文書図画を掲示すること。</p> <p>2 庁舎管理者は、庁舎等における秩序の維持又は庁舎等の適正な管理並びに災害の防止に支障がないと認める限り、前項の許可をするものとする。この場合において、庁舎管理者は、必要な条件を付することができる。</p>		
審 査 基 準	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 鳩山町の事業目的に資すると認められるものであること。</p> <p>(2) 申請した目的以外の目的に使用しないこと。</p> <p>(3) 使用に当たっては、鳩山町庁舎等管理規則を遵守すること。</p>		
標 準 処 理 期 間	14日		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	令和6年4月1日		
備 考	<p>庁舎等における秩序の維持又は庁舎等の適正な管理並びに災害の防止上支障があると認められるときは、必要な条件を附することができる (鳩山町庁舎等管理規則第5条第2項)。</p>		